

## 令和5年度国民健康保険事業費納付金算定に関する意見書

先般、国より令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる仮係数が通知され、東京都により、その仮係数に基づく納付金額等の算定結果が示されました。

この算定結果によれば、東京都全体における1人当たり納付金額が、令和4年度と比較して8.1%の大幅な上昇となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響や昨今の物価高騰が続く中、経済的な課題を抱える方の多い国民健康保険の被保険者に対し、この1人当たり納付金額の大幅な上昇分を保険税負担に転嫁することは避けるべきと考えます。

東京都は、国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、急激な納付金額等の増嵩とならないよう、算定の見直しや東京都独自の財政支援、国への財政支援の要望等を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

(議決日) 令和4年12月15日

(送付日) 令和4年12月22日

(送付先) 東京都知事